

船舶事故等調査報告書

平成21年8月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第60号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年3月18日 17時15分ごろ	
発生場所	山口県防府市沖の佐波島灯台から真方位176° 5.1海里付近 (概位 北緯33° 53′ 東経131° 31′)	
事故等調査の経過	平成21年4月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第五 ^{しやうわ} 昭和丸、184.25トン 125783、有限会社三光汽船 B 漁船 宏 ^{こううん} 運丸、4.4トン YG3-48885（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、五級海技士（航海） A 機関長、五級海技士（機関） B 船長、免状不詳	
死傷者等	なし	
損傷	A 右舷船尾部に擦過傷 B 船首部折損	
事故等の経過	A船は、船長及び機関長が乗り組み、山口県防府沖を、機関長が船橋当直に当たって東進中、B船は、船長が1人で乗り組み、小型機船底びき網漁で使用した網を海中に入れて洗浄しながら北西進中、平成21年3月18日17時15分ごろ、A船の右舷船尾部とB船の船首とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約2.1m/s、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮末期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、東進中、B船は、北西進中、両船が適切な見張りを行わなかったものと考えられる。 A船は避航船、B船は保持船で、横切りの態勢で航行していたものと考えられる。 A船は、B船に対する動静監視を適切に行わず、また、B船が発進したことに気付かず、B船の進路を避けなかったものと考えられる。 機関長Aは、船長Aの父親で、船橋当直を行うための有効な海技免状を所有していなかったものと考えられる。 船長Aは、有効な海技免状を所有しない機関長Aが、50年以上の長期間船橋当直を行っていたことから、航行には支障ないと判断していたものと考え

		られる。 B船は、A船の接近に気付かず、また、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったものと考えられる。
原因		本事故は、防府沖において、A船が東進中、B船が北西進中、両船が適切な見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。